

室蘭市子ども・子育て支援事業計画策定方針

1. 策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化による社会への影響、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもや家庭を取り巻く環境は近年大きく変化し、子育てを社会全体で支援していく必要が出てきている。そのような中で、国は、平成 24 年 8 月、子ども・子育て支援法等、子ども・子育て支援関連 3 法を制定し、子ども・子育て支援の新たな制度を創設した。

子ども・子育て支援法において、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行うことが責務とされ、特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るため、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされている。

本市でも、これまで次世代育成支援行動計画（計画期間：平成 17～26 年度）に基づき、子育てに係る各種計画を展開してきたが、近年の社会情勢に対応し、児童へのさらにきめ細やかな取り組みが求められており、子ども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会の構成員すべてが子ども・子育て支援への理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっている。

本計画は、そうした取り組みを通じ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して策定するものである。

2. 計画の役割と位置づけ

- (1) 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、国が定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、法に基づく業務の円滑な実施を定める。
- (2) 「室蘭市総合計画」を上位計画として各種関連計画との整合性を図り、次世代育成支援対策推進法に基づく「室蘭市次世代育成支援行動計画 後期計画」を継承する。

3. 策定期間

平成 27 年 3 月

4. 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度

5. 計画で定める事項

- (1) 区域の設定
- (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- (4) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

6. 計画の構成 (別紙資料1 - 2 参照)

- 第1章 計画策定にあたって(策定の背景・趣旨、位置づけ、対象・期間、体制)
- 第2章 室蘭市の現状
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 量の見込みと提供体制の確保等 (別紙資料1 - 3 参照)
- 第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進
- 第6章 計画の推進にあたって(進捗管理、推進に向けた関係機関の連携と役割)

7. 策定体制

- (1) 庁内検討組織
室蘭市子ども・子育て支援推進検討会議 (構成: 課長級職員 22 名)
- (2) 市民等の参画
 - ・ニーズ調査
 - ・関係団体等へのヒアリング
 - ・パブリックコメント
- (3) 審議機関
室蘭市子ども・子育て会議 (委員 16 名)

8. スケジュール

別紙資料1 - 4 のとおり